

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 グローウィンオール**
 住所 〒552-0003 大阪市港区磯路3丁目24番11号
 代表者氏名 代表取締役 **宮崎 泰任**
 電話番号 TEL: 06-6606-9931
 FAX番号 FAX: 06-6606-9932
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 グローウィンオール

〒552-0003 大阪市港区磯路3丁目24番11号

住 所

代表取締役 宮崎 泰任

代表者氏名

TEL: 06-6606-9931

FAX: 06-6606-9932



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
ミヤザキ タスヲカ 代表取締役 宮崎 泰任	
事業の範囲	給水設備工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 グローウィンオール 代表取締役 宮崎 泰任
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒552-0003 大阪市港区磯路3丁目24番11号 TEL: 06-6606-9931 FAX: 06-6606-9932 電話番号 FAX番号 メールアドレス y-miyazaki@ghowinall.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>アス 村 稔</p>	<p>第 252125 号</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	塩ビカッター	LFX-20-099	/	
	金切のみ		/	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器	REX 2RC	/	
	ヤアリ		/	
接合用の機械 器具	ガストーク	ガスポンプ式	/	
	パイプレンチ		/	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T-508	/	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 グローウィンオール
住 所 〒552-0003 大阪市港区磯路3丁目24番11号
代表者氏名 代表取締役 宮崎泰任



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪市港区磯路三丁目24番地11
株式会社グローウィンオール

会社法人等番号	1200-01-215959
商号	株式会社グローウィンオール
本店	大阪市港区磯路三丁目24番地11
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。
会社成立の年月日	平成30年9月13日
目的	(1) 水まわりの緊急メンテナンス (2) 水道衛生設備工事 (3) 給水設備工事 (4) 排水設備工事 (5) 住宅設備機器の販売、施工 (6) 住まいのリフォーム (7) 害虫害獣駆除 (8) 住まいに関わるメンテナンス全般 (9) 前各号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	100株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 20株
資本金の額	金100万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 宮崎 泰任 大阪市此花区西九条六丁目1番125-132 5号 代表取締役 宮崎 泰任
登記記録に関する事項	設立 平成30年 9月13日登記

大阪市港区磯路三丁目24番地11
株式会社グローウィンオール

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(大阪法務局管轄)

平成31年 1月22日
大阪法務局
登記官

片山勝也



定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社グローインオールと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 水まわりの緊急メンテナンス
- (2) 水道衛生設備工事
- (3) 給水設備工事
- (4) 排水設備工事
- (5) 住宅設備機器の販売、施工
- (6) 住まいのリフォーム
- (7) 害虫害獣駆除
- (8) 住まいに関わるメンテナンス全般
- (9) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。



(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

2 前項の承認機関は、株主総会とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前項に準ずる。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株

- 主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の権限)

第13条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、株主総会の日の3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は書面であることを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

- 第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第20条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

- 第21条 当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任及び解任)

- 第22条 取締役を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

第 24 条 取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役は、社長とし、会社の業務を執行する。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 26 条 当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 27 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 28 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 配当金には利息を付けない。



第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 29 条 当社の設立に際して発行する株式は、普通株式 20 株とし、その発行価額は 1 株につき金 5 万円とする。

(設立に際して出資される財産の最低額)

第 30 条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 100 万円とする。

(成立後の資本金の額)

第 31 条 当社の成立後の資本金の額は、金 100 万円とする。

(最初の事業年度)

第 32 条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から西暦 2019 年 8 月 31 日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第 33 条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 宮崎 泰任
大阪府大阪市此花区西九条六丁目 1 番 125-1325 号
設立時代表取締役 宮崎 泰任

(発起人の氏名及び住所等)

第 34 条 当社の発起人の氏名及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数、及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

大阪府大阪市此花区西九条六丁目 1 番 125-1325 号
普通株式 10 株 50 万円 宮崎 泰任
兵庫県神戸市長田区二葉町五丁目 1 番 1-914 号
普通株式 10 株 50 万円 森垣 浩二

(定款に定めのない事項)

第 35 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。



以上、株式会社グローウィンオールを設立するため、発起人を代理して、司法書士 中本達也 がこの定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年9月5日

大阪府大阪市此花区西九条六丁目1番125-1325号
発起人 宮崎 泰任

兵庫県神戸市長田区二葉町五丁目1番1-914号
発起人 森垣 浩二

上記定款作成代理人 司法書士 中本 達也





同一の情報の提供

提供の日付：平成30年9月11日

公証人：濱岡良二

所属法務局：大阪法務局

公証役場：梅田公証役場

大阪市北区芝田2丁目7番18号

請求対象の登簿管理番号：18-1201001802002877

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人：濱岡良二

所属法務局：大阪法務局

公証役場：梅田公証役場

大阪市北区芝田2丁目7番18号

これは、保存された電磁的記録に記載された情報と同一である。

前同日当公証人役場において。

大阪法務局所属

公証人

濱岡良二



定款の謄本の一回

平成30年8月1日付 林野庁の通知

国土交通省 国土審議会

国土審議会 国土分科会

国土審議会 国土分科会 国土分科会

国土審議会 国土分科会 国土分科会

国土審議会 国土分科会 国土分科会

国土審議会 国土分科会 国土分科会

国土審議会 国土分科会 国土分科会

国土審議会 国土分科会 国土分科会

国土審議会 国土分科会 国土分科会

国土審議会 国土分科会 国土分科会

国土審議会 国土分科会 国土分科会

この定款の写しは、原本に相違ありません。

平成31年1月24日

株式会社 グローブ・インターナショナル

代表取締役 宮崎 泰任



第二五二二二五号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 安村 稔

昭和四十六年三月三十日生

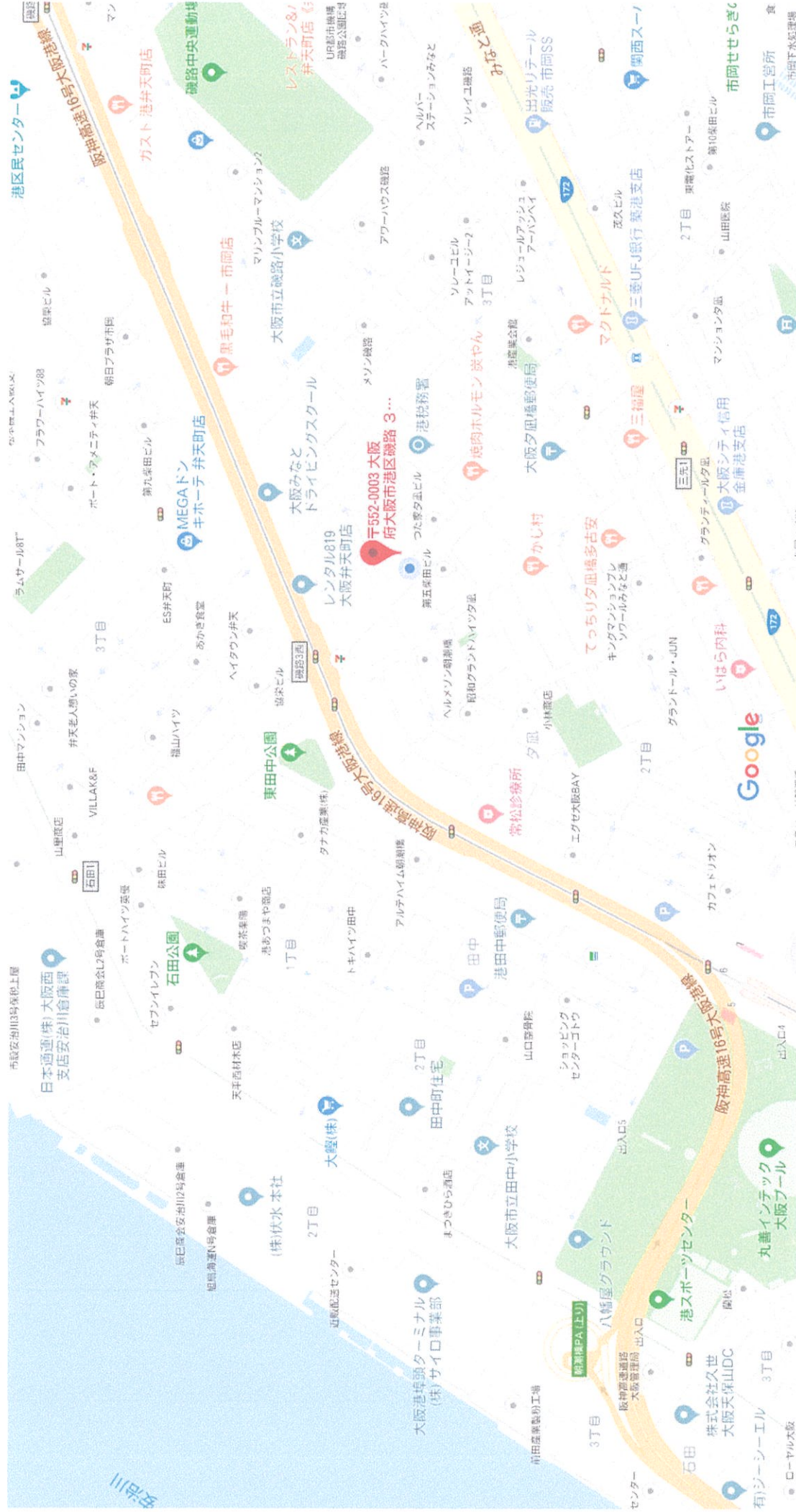
水道法(昭和二十五年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十一年二月六日

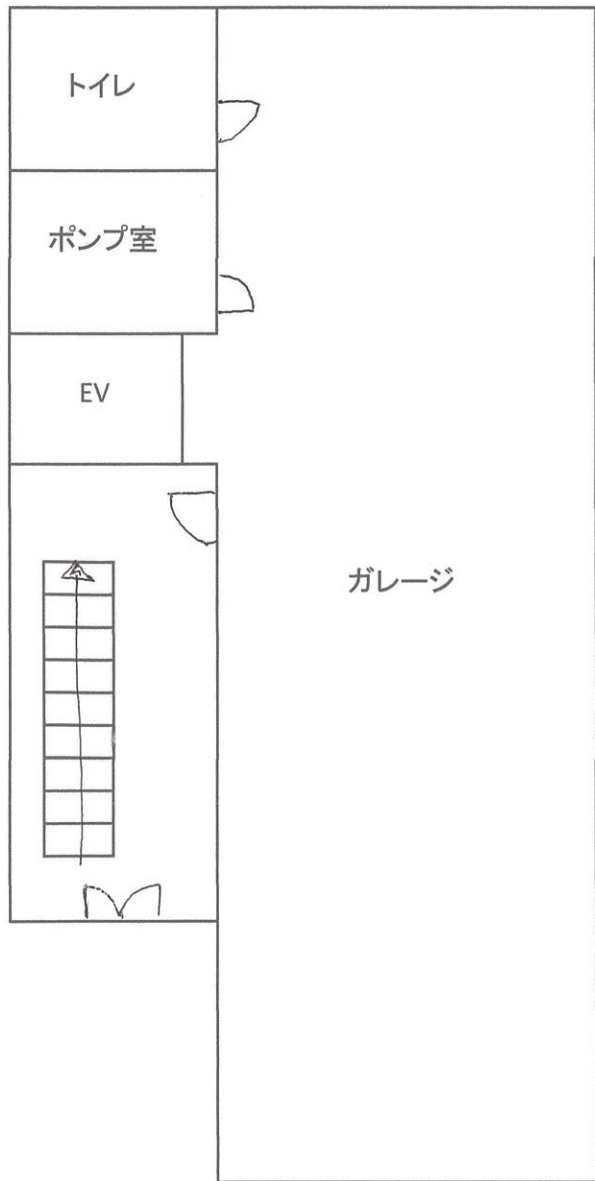
厚生労働大臣 時宗子



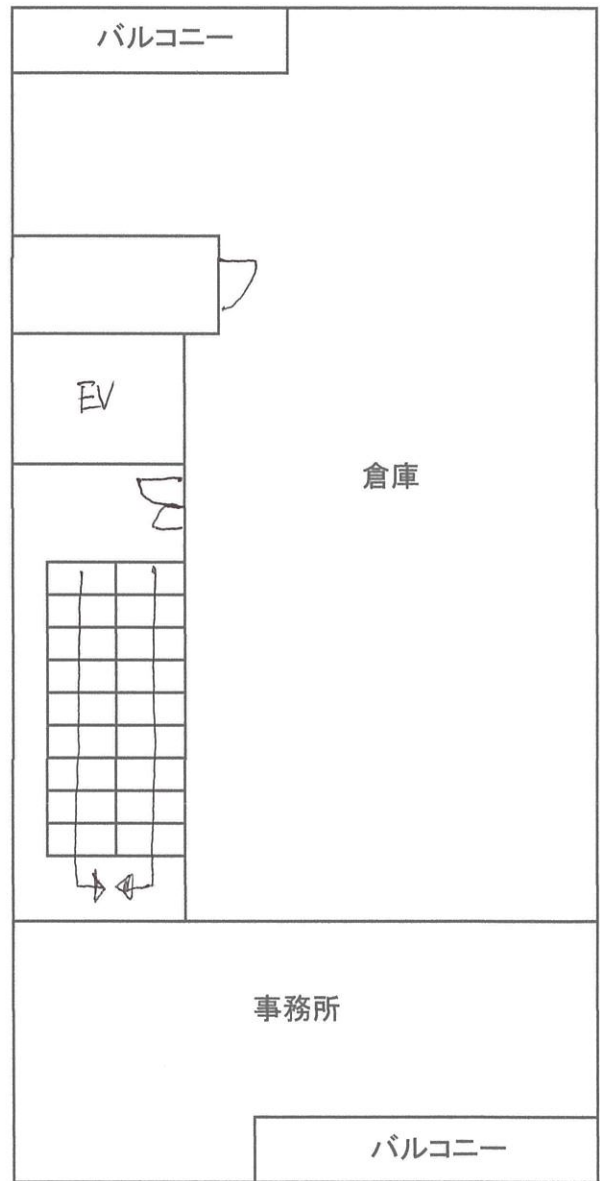
Google 〒552-0003 大阪府大阪市港区磯路3丁目24-11



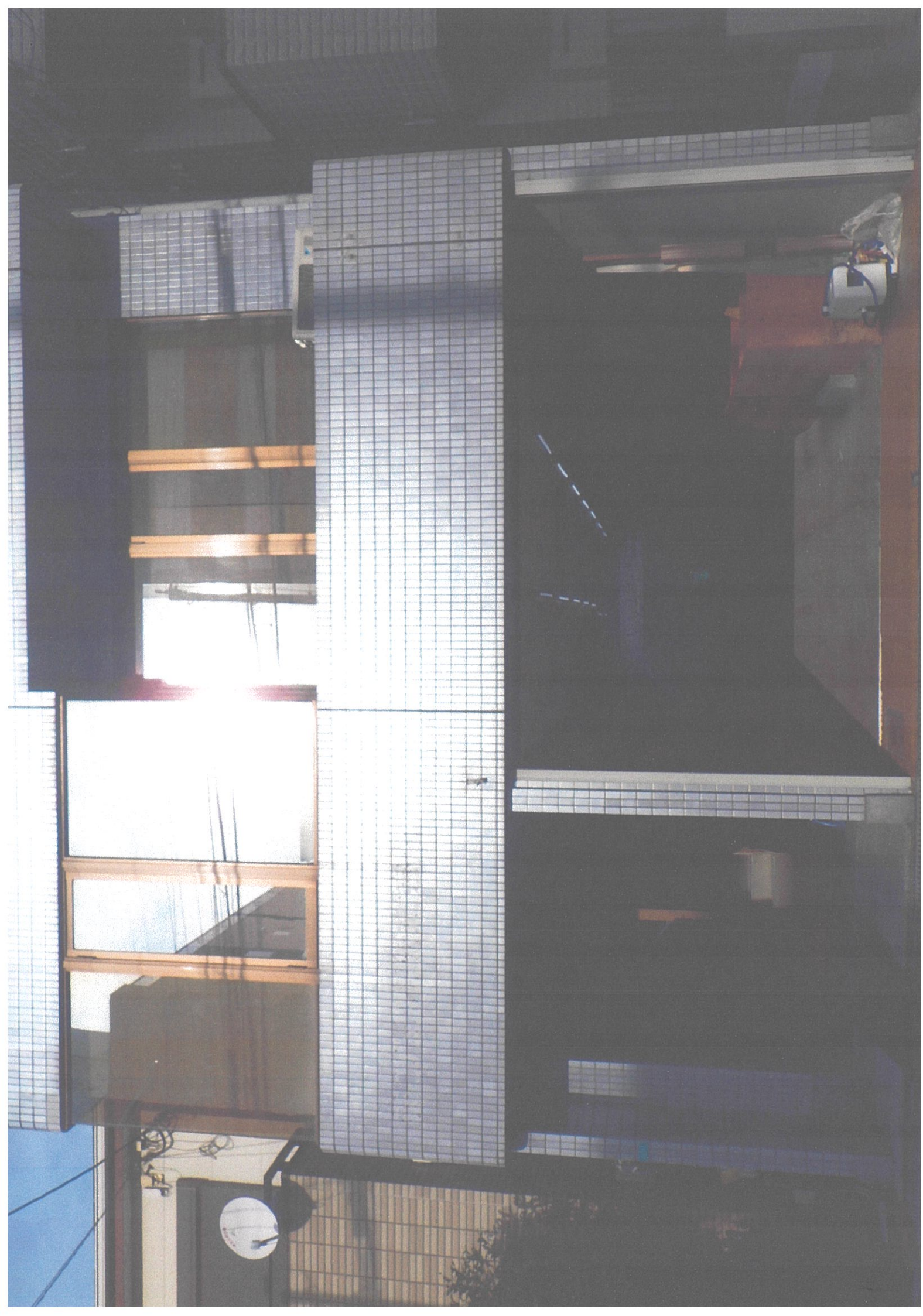
地図データ ©2019 Google, ZENRIN 100 m



1F



2F





山川エージェンシービル

5F 保 久

4F 井 森

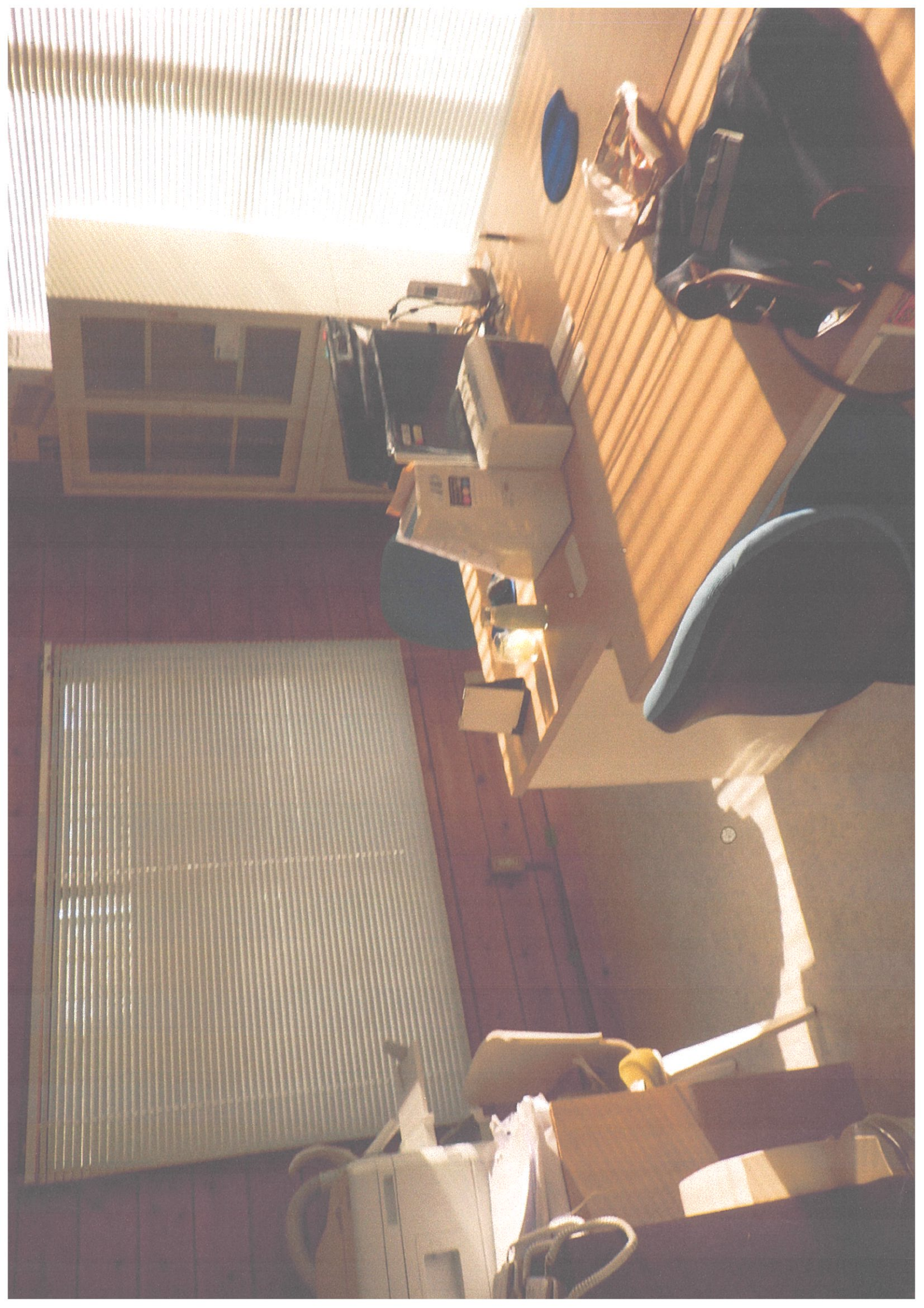
3F 多 田

株式会社グロウワンホール

株式会社みんかの不動産







指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 ^{フリガナ} 氏名又は名称

住所

^{フリガナ} 代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

株式会社 グローウィンオール

〒552-0003 大阪市港区磯路3丁目24番11号

代表取締役 宮崎 泰任

TEL: 06-6606-9931

FAX: 06-6606-9932



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者 株式会社 グローウィンオール
〒552-0003 大阪市港区磯路3丁目24番11号 印
代表取締役 宮崎 泰任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 グローウィンオール	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
安村 稔	第252125号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二五二二二五号

給水装置専任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 安村 稔

昭和四十六年三月三十日生

水道法(昭和五十年法律第七十七号)の
規定により給水装置専任
技術者免状を交付する。

平成二十二年二月六日

厚生労働大臣 叶保子

